

第3回 地方法人課税に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成30年8月29日(水) 10時00分～12時00分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 堀場座長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、
上村委員、小西委員、関口委員、
石井委員、三木委員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 議事

個別地方団体ヒアリング

(東京都、大阪府、愛知県、長野県、秋田県、高知県)

- (3) 閉会

5 議事の経過

- 今後、偏在是正措置に関する検討を進めて行くにあたっては、地方団体がおかれている現状や、税源の偏在問題に関する地方団体の考え方について確認しておくことが重要であるため、東京都、大阪府、愛知県、長野県、秋田県、高知県の計6団体の副知事より、それぞれの団体がおかれている現状や、税源の偏在問題に関する考え方を聴取した。
- まず、東京都から、東京都の現状及び偏在是正に関する考え方について、説明があった。東京都の主な説明とそれに対する委員の質疑、意見は以下のとおり。
 - ・ まず、東京都より、偏在是正については平成28年度税制改正で既に決着済みとの説明があった。これに対し、委員からは、過去の税制改正時と現状では、経済情勢やそれに伴う税収の状況が異なるとの指摘があった。
 - ・ また、東京都より、税収格差は地方交付税で調整済み、都は1人当たり税+地方交付税で見ると全国平均、との説明があった。これに対し、複数の委員から、人口密度が高ければ行政効率が上がることから、全国平均と同水準もあるというのは、東京都の財源は逼迫していない証左ではないかとの意見があった。

- ・ また、これに関連して、東京都から、都の行政サービスの単価は地価の影響等により高いため、人口が集積しても財政需要は逡減しないとの説明があり、これに対し、委員から、地方交付税の基準財政需要額の考え方から、そのような都の説明は当てはまらないとの意見があった。
- ・ また、東京都から、都には都特有の財政需要があり、地方交付税算定上の財源超過額は実態を表したものではないとの説明があった。これに対し、委員から、そもそも地方交付税は標準的な財政需要を算定するものなので、都特有の財政需要が算定されないのは当然であり、都の言うような地域の独自政策を展開するための財源として留保財源がある。東京都には財源超過額約1.2兆円とは別に1兆円を超える留保財源があり、対応可能。都の説明は、むしろ現行の基準財政需要額の算定が適切であるとの説明と受け止められるとの指摘があった。
- ・ ほかに、東京都から、偏在是正措置は受益と負担の「応益性の原則」に反する、また地方分権に逆行するとの説明があった。これに対し、委員から、地方税制において、応益性の原則は重要であるが、数ある原則の一つであり、税源の普遍性の原則などとのバランスを取る必要があるとの意見があったほか、分権の考え方は多様であり、他の地方団体は偏在是正措置が分権を進める上で必要と考えているのではないかとの指摘があった。
- ・ また、東京都から、地方の財政的自立のためには、国と地方の税源配分を変える必要がある、偏在是正ではなく、地方税財源を充実すべきとの説明があった。これに対し、委員から、税源の偏在がある以上、地方税の充実が地域間の財政力格差拡大につながり、地方税の充実を阻害することが想定されるため、地方税源の偏在是正を行わないまま地方税の充実を進めるのは困難、といった意見や、東京都の主張を実現するためにも、地方全体で考えると、偏在是正が必要、との意見があった。

○ また、委員から、東京都の説明全体にわたる意見として、以下のとおり意見があった。

- ・ 7月の全国知事会議で多くの県から、偏在是正を行うべきとの意見が出されたところ。東京都の主張についても、その意見を盛り込んだ上、全ての団体の総意として「新たな偏在是正措置が必要」との知事会提言をとりまとめている。地方全体のことを考えて、小池知事もご理解いただいていると考えている。
- ・ 本日の東京都のプレゼンでは、現状において、東京都の財政が逼迫しているとの説明は全く無かった。実際にも、そうであろうと思う。
- ・ 交付団体では、社会保障関係費が増加しても、一般財源総額実質同水準

ルールにより財源の総額が増えない一方、不交付団体は財源が増加。したがって、地方税財政制度としては、不交付団体と交付団体との均衡を考えて、偏在是正措置を講じるべき。

- ・ 東京都も含め、地方全体の持続的発展のため、地方団体同士で助け合うことが重要。人材供給の面で、地方は東京都に相当に貢献していることを踏まえて、偏在是正を進めていただきたい。時代の中で税制は見直していくべき。

○ また、こうした委員からの意見に対し、東京都より、経済活動の実態等に関するデータに基づく議論であれば、議論を否定するものではないとの説明があった。

○ 次に大阪府より、大阪府の財政状況及び偏在是正に関する考え方について、説明があった。大阪府の主な説明とそれに対する委員の質疑、意見は以下のとおり。

- ・ まず、大阪府より、最近における財政状況として、行財政改革に取り組み、赤字体質であった財政構造を改革し、実質黒字に転換を果たしたなどの説明があった。
- ・ その上で、大阪府より、偏在性の高い地方法人課税の比重を下げつつ、偏在性が小さい地方消費税の比重を上げるという観点からも議論してほしいとの説明があった。これに対し、委員から、消費税が社会保障財源となっている中、短期的に考えているのか、長期的に考えているのか、また、消費税の税源移譲を目指すなら社会保障に関する仕事も地方で引き受けることになるが、どのように考えているのかとの指摘があった。
- ・ また、大阪府より、仮に偏在是正措置を講じるならば、財政運営への影響に配慮して欲しいとの主張があり、委員からは、その「配慮」の中身を問う質問があった。これに対し、大阪府より、決め打ちしているわけではないが、地方交付税、地方債等も含めた地方財政上の手当てを考えている、との回答があった。

○ 次に愛知県より、愛知県の財政状況及び偏在是正に関する考え方について、説明があった。

- ・ 愛知県からは、経済社会の変化を踏まえた税収帰属の議論が重要であるとともに、税の議論だけでは限界がある場合には、地方交付税や地方譲与税などを含めてどのような姿を目指すか、丁寧に議論すべきとの説明があった。これに対し、委員から、具体的な経済社会構造の変化を踏まえた地

方法人課税のあり方の中身や、地方税、地方交付税、地方譲与税の姿についてどのような組み合わせのイメージを有しているのかを問う質問があった。これに対し、愛知県より、具体的にというのは難しいが、税源が適切に帰属しているかという議論がある、との回答があった。

- ・ また、愛知県は、税収がリーマンショック以前の水準に戻っておらず、近年は臨時財政対策債の残高が累増、基金残高も標準財政規模に対する割合で見ると全国中位以下となっているなどの財政状況に関する説明があった。

○ 次に、長野県より、以下のとおり説明があった。

- ・ 移住交流施策や県内大学の収容力増加、次世代産業の創出等に積極的に取り組んでいるが、社会保障関係費等が増加する中、赤字地方債である臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政状況。企業誘致など税源涵養努力をしても、税収がなかなか増加しない状況であり、大都市との税収格差も拡大傾向。現状のまま地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に還元した場合には、偏在是正効果が剥落し、都市・地方間の税収格差がさらに拡大することを危惧。
- ・ 基準財政需要額に対する標準財政規模の割合を比較すると、地方交付税による財政調整が行われた後であっても、都市部では財政需要に比して財源が豊かであることがうかがえる。
- ・ 社会保障関係費が年々増加していることを踏まえると、臨時財政対策債を廃止・縮減するとともに、安定した税財源を確保することが必要。こうした観点から、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて、新たな偏在是正措置を講じるべき。

○ 長野県の説明に対し、委員からは、地方で一生懸命、企業誘致しても東京のように税収が伸びないのは何故か、との質問があった。これに対し、長野県より、東京は本社があるのがメリット、長野の場合、輸出型企業の工場が立地しているが、リーマンショックの影響で縮小を余儀なくされた影響が続いているとの回答があった。

○ 続いて、秋田県より、以下のとおり説明があった。

- ・ 人口減少が見込まれる中、農業振興や教育・人材育成などに取り組んでいるが、将来的に基金の枯渇が見込まれるほか、長野県と同様、臨時財政対策債の残高が増加するなど、厳しい財政状況。社会保障関係費が年々増加していく中、これまで相当程度人件費や投資的経費の縮減を行ってお

り、一層の抑制は難しいことから、今後はより難しい財政運営となる見込み。

- ・ 税源偏在については、財政需要に対する収入の割合でみるべきであり、東京都とその他の県の間で大きな格差が存在。秋田県と東京都では、基準財政需要額の較差は6.6倍であるにもかかわらず、基準財政収入額の較差は26.4倍、法人関係税では50倍、100倍といった較差が存在。
- ・ 税源の偏在が著しい地方法人課税については、譲与税化や交付税原資化も含めて、相当規模の偏在是正措置を講じるべき。

○ 秋田県の説明に対し、委員からは、全国的に評価の高い公立大学の卒業生は、どういった企業に就職しているのか、との質問があった。これに対し、秋田県より、卒業生の大半は、首都圏を中心に所在する大企業に就職しており、県内企業に就職する卒業生は僅かであるとの回答があった。

○ 最後に、高知県より、以下のとおり説明があった。

- ・ 人口の自然減、高齢化が全国に先行して進展しているなどの課題がある中、産業振興計画を策定し、若者の定着・増加、出生率の向上に取り組んでいる。そうした中でも、税收総額の全国との格差は拡大している状況。
- ・ 地方法人二税の人口1人当たり税收の最大・最小の格差は5.7倍、地方法人特別税・譲与税による偏在是正措置がある中でも3.8倍となっており、都道府県の人口1人当たり実質GDPの格差の3.0倍を上回る。
- ・ 税源の偏在は、企業や人口が都市部に一極集中している現在の社会構造上、どうしても生じる制度上の歪みのようなものであり、譲与税化や交付税原資化により、実効性のある偏在是正措置が必要。

○ 高知県の説明に対し、委員からは、南海トラフ地震対策として県も単独で取り組んでいるのか、との質問があった。これに対し、高知県より、国の交付金等を極力、活用しているが、県単独で、地域毎の調査や対策づくりを行っているとの回答があった。